

文教民生委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 平成31年 3 月12日（火）
午前 9 時28分 開会
午後 1 時58分 閉会
- 2 場 所 第 2 委員会室
- 3 出席委員 委員長 竹中 理
副委員長 上田 倫久
委員 青山 憲司、井上 正治、
上田 伴子、木谷 敏勝、
土生田仁志、松井 正志
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 調査係長 木山 敦子
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

文教民生委員長・分科会長 竹中 理 ㊟

文教民生委員会・分科会次第

平成31年3月12日（火）9:30～
第2委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託案件の審査

議案付託表・分科会分担表のとおり

(2) 請願・陳情の審査

ア 陳情第1号

災害時要援護者登録に関する陳情書【社会福祉課】

(3) 閉会中の継続審査の申し出について <別紙1>

(4) 管外行政視察について

ア 日程

平成31年5月15日（水）～17日（金）

イ 視察先

秋田県男鹿市（15日）、青森県八戸市（17日）

ウ 視察項目

(ア) 秋田県男鹿市：おがっこネウボラの取り組みについて

- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____

(イ) 青森県八戸市：八戸ブックセンターの取り組みについて

- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____

4 その他

5 閉 会

文教民生委員会重点調査事項

H30.11.15

- 1 福祉等の充実について
 - ・高齢者、障害者福祉の充実
 - ・介護保険事業の円滑な推進
 - ・生活習慣病予防対策等保健事業の推進
- 2 医療の確保について
 - ・地域医療の確保
 - ・国保事業の安定的な運営
 - ・国保税の収納対策
- 3 環境衛生について
 - ・ごみの減量
 - ・霊苑の利用促進
 - ・不法投棄防止対策
- 4 交通安全・防犯対策について
 - ・高齢者及びこどもの安全確保
 - ・歩行者及び自転車の安全確保
 - ・消費者保護と詐欺、悪質商法対策
- 5 教育をめぐる諸問題について
 - ・学校施設整備
 - ・教育の充実
 - ・小中一貫教育の充実
- 6 子ども・子育て支援について
 - ・子ども・子育て支援事業の充実
 - ・待機児童解消対策の推進
- 7 文化財の保護と伝統文化の継承について
 - ・文化財の保護と活用
- 8 地域コミュニティについて
 - ・新しいコミュニティの推進
- 9 生涯学習について
 - ・図書館のあり方検討

平成31年第1回豊岡市議会（定例会）議案付託分類表

【文教民生委員会】

報告第1号 専決処分したものの報告について

専決第2号 損害賠償の額を定めることについて

第5号議案 北但行政事務組合規約の変更について

第14号議案 豊岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

第15号議案 豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第16号議案 豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

第17号議案 豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

第18号議案 豊岡市国民健康保険資母診療所財政調整基金条例を廃止する条例制定について

第19号議案 豊岡市診療所事業財政調整基金条例を廃止する条例制定について

第23号議案 平成30年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）

第24号議案 平成30年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）

第25号議案 平成30年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

第26号議案 平成30年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

第27号議案 平成30年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第4号）

第33号議案 平成31年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算

第34号議案 平成31年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）予算

第35号議案 平成31年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計予算

第36号議案 平成31年度豊岡市介護保険事業特別会計予算

第37号議案 平成31年度豊岡市診療所事業特別会計予算

第38号議案 平成31年度豊岡市霊苑事業特別会計予算

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【文教民生分科会】

第22号議案 平成30年度豊岡市一般会計補正予算（第11号）

第32号議案 平成31年度豊岡市一般会計予算

文教民生委員会・文教民生分科会 審査日程表

審査日程	所 管 部 等 名	審 査 区 分 (青字：委員会、赤字：分科会)	予定 時間	集合 時間
3月11日 (月) 9 : 30～ 第2委員会室	【市民生活部】 市民課 生活環境課 【健康福祉部】 社会福祉課 高年介護課 健康増進課 ハートリーフ戦略室 【各振興局】 市民福祉課	説明・質疑 ■第32号議案 ㊦豊岡市一般会計予算 会計ごとに説明・質疑・討論・表決 ●第33号議案 ㊦豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算 ●第34号議案 ㊦豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）予算 ●第35号議案 ㊦豊岡市後期高齢者医療事業特別会計予算 ●第36号議案 ㊦豊岡市介護保険事業特別会計予算 ●第37号議案 ㊦豊岡市診療所事業特別会計予算 ●第38号議案 ㊦豊岡市霊苑事業特別会計予算	9 : 30 ～	9 : 30
	【地域コミュニティ振興部】 コミュニティ政策課 生涯学習課 文化振興課 スポーツ振興課 【教育委員会】 教育総務課 こども教育課 こども育成課	説明・質疑 ■第32号議案 ㊦豊岡市一般会計予算	14 : 00 ～	13 : 50
	委員のみで審査を行います。	討論・表決 ■第32号議案 ㊦豊岡市一般会計予算 <u>《第32号議案：分科会審査意見、要望等のまとめ》</u> <u>《第33～38号議案：委員会審査意見、要望等のまとめ》</u>	17 : 00 ～	

※ 第 32 号議案は、「説明、質疑」までを行い、第 33～38 号議案は、「説明、質疑、討論、表決」を行います。終了次第、次の部に移ります（前の部は退席します。）。

審査日程	所 管 部 等 名	審 査 区 分（青字：委員会、赤字：分科会）
3月12日(火) 9：30～ 第2委員会室	【地域コミュニティ振興部】 コミュニティ政策課 生涯学習課 文化振興課 スポーツ振興課 【市民生活部】 市民課 生活環境課 【健康福祉部】 社会福祉課 高年介護課 健康増進課 ハートリーフ戦略室 【各振興局】 市民福祉課 【教育委員会】 教育総務課 こども教育課 こども育成課	個別に説明・質疑・討論・表決 ●報告第1号 専決処分したものの報告について 専決第2号 損害賠償の額を定めることについて ●第5号議案 北但行政事務組合規約の変更について ●第14号議案 豊岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について ●第15号議案 豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について ●第16号議案 豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について ●第17号議案 豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について ●第18号議案 豊岡市国民健康保険資母診療所財政調整基金条例を廃止する条例制定について ●第19号議案 豊岡市診療所事業財政調整基金条例を廃止する条例制定について ●第23号議案 ⑩豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号） ●第24号議案 ⑩豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第3号） ●第25号議案 ⑩豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号） ●第26号議案 ⑩豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第4号） ●第27号議案 ⑩豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第4号） 個別に説明・質疑・討論・表決 ■第22号議案 ⑩豊岡市一般会計補正予算（第11号） ・ ・ ・ ・ ・ 当 局 職 員 退 席 ・ ・ ・ ・ ・ 《請願・陳情》 ○陳情第1号：災害時要援護者登録に関する陳情書【社会福祉課】 《閉会中の継続審査の申し出について》 《管外行政視察について》 <u>《第22号議案：分科会審査意見、要望等のまとめ》</u> <u>《報第1専第2、第5・14～19・23～27号議案：委員会審査意見、要望等のまとめ》</u>

※ 全部署とも午前9：30開始で、第22号議案の審査終了をもって、全部署退席とします。

※ 請願・陳情の関係部署については、改めて出席ください。

文教民生委員会名簿

H31.3.12

【委 員】

職 名	氏 名
委 員 長	竹 中 理
副 委 員 長	上 田 倫 久
委 員	青 山 憲 司
委 員	井 上 正 治
委 員	上 田 伴 子
委 員	木 谷 敏 勝
委 員	土生田 仁 志
委 員	松 井 正 志

【当 局】

職 名	氏 名	職 名	氏 名
地域コミュニティ振興部長	幸木 孝雄	市民生活部長	井上 貢
地域コミュニティ振興部参事	桑井 弘之	市民課長	木下 和彦
コミュニティ政策課長	土生田祐子	市民課参事	定元 秀之
生涯学習課長	大岸 和義	生活環境課長	今井 謙二
生涯学習課参事	上田 健治	生活環境課参事	丸谷 祐二
文化振興課長	木下 直樹	城崎振興局 市民福祉課長	宮岡 浩由
文化振興課参事	小川 一昭	竹野振興局長	瀧下 貴也
スポーツ振興課長	池内 章彦	竹野振興局 市民福祉課長	船野 恵子
		日高振興局 市民福祉課長	前野 郁子
		出石振興局 市民福祉課長	川口 雅浩
		出石振興局 市民福祉課参事	柏本 敏高
		但東振興局 市民福祉課長	大谷 正代

出席

欠席

職 名	氏 名	職 名	氏 名
社会福祉課長	原田 政彦	教育次長	堂垣 真弓
社会福祉課参事	米田 紀子	教育総務課長	正木 一郎
社会福祉課参事	大谷 賢司	教育総務課参事	宇川 義和
高年介護課長	恵後原孝一	教育総務課参事	大谷 康弘
高年介護課参事	武田 満之	こども教育課長	飯塚 智士
健康増進課長	宮本 和幸	こども教育課参事	川端美由紀
健康増進課参事	杉岡美佐子	こども教育課参事	福富 省吾
健康増進課参事	浅田 英稔	こども育成課長	宮本ゆかり
ハートリーフ戦略室長	(久保川伸幸)	こども育成課参事	山根 哲也
		こども育成課参事	富岡 隆

【事 務 局】

職 名	氏 名
議会事務局調査係長	木山 敦子

午前9時28分開会

○委員長（竹中 理） おはようございます。それでは、定刻より早いですけども、おそろいになりましたので文教民生委員会を開会します。

まず、当局から出石振興局柏木市民福祉課参事の欠席について申し出があり、許可をいたしておりますので、ご了承願います。

また、当局から当委員会へ、瀧下竹野振興局長を出席させたいとの申し出があり、許可をしておりますので、ご了承願います。

なお、本日は陳情第1号について、市民の方から委員会審査を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可しておりますので、ご了承願います。

これより付託案件の審査に入りますが、本日は、別紙の日程表のとおり当局全部署に出席をいただいて審査を行います。

委員の皆さん、当局の皆さん、説明、質疑、答弁に当たりましては、くれぐれも要点を押さえて、簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願いいたします。

また、発言の際は、必ず発言の最初に課名と名前をお願いします。委員の皆さんにおかれましては、スムーズな議事進行に格別のご協力をよろしくお願いいたします。

これより協議事項1番、付託案件の審査に入ります。

それでは、報告第1号、専決処分したものの報告について、専決第2号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

竹野振興局市民福祉課。

○竹野振興局市民福祉課長（船野 恵子） 議案書の3ページをお願いいたします。専決第2号、損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

今回の誤りの原因となりました国民健康保険の住所地特例につきまして、お手元にお配りしました資料によりご説明いたします。国民健康保険制度は、資格の適用要件に住所地主義をとっており、住民登録をしている市町村で加入するのが原則です。通常

は（1）のように、豊岡市からA市に転出すると、A市の国民健康保険に加入することになりますが、例外として（2）のように、B市に住所を移しても施設等に入居した場合は転出する前の市町村、この場合、豊岡市の国民健康保険に引き続き加入するという特例があります。この特例を住所地特例といい、国民健康保険法第116条の2の規定に基づくものです。趣旨及び対象施設などは、枠内に記載のとおりです。

今回の事案は、（2）の住所地特例になる異動であったにもかかわらず、（1）の通常転出であると職員が思い込み、転出先で国保加入になりますとご案内したために起こったものです。相手方は、市が説明したとおり、転入と同時に移動先で国保に加入し、保険証を受け取るつもりで届け出されましたが、転入先が住所地特例の対象施設であったため、豊岡市の国保の適用となり、保険証は豊岡市が発行すべき方でした。相手方は、転入直後に病院受診を予定されていましたが、予定を変更し、豊岡市で保険証を受け取るため、別途手続が必要となりました。このため、相手方に想定外の負担をおかけしたことに対し、交通費相当額の1万800円を賠償したものです。

説明は以上です。

○委員長（竹中 理） どうぞ。

○竹野振興局長（瀧下 貴也） 住所地特例並びに今回の経緯につきましては、ただいま課長が説明をいたしたとおりですが、相手方にはもちろんのこと、今回のような事案を発生させましたことを、まずおわび申し上げたいと思います。

今後は手続をされる方より十分な聞き取りを行うとともに、複数の職員による資格確認を行うなど、再発防止に努めてまいりますので、格別のご理解を賜りよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

このたびはまことに申しわけございませんでした。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

青山委員。

○委員（青山 憲司） 内容につきましては、よくわかりました。この案件がわかった経緯について説明をいただけますか。判明した経緯ですね。どういうことでこれがわかったのかという、それがしいては再発防止にもつながるというふうに思いますので、ちょっとその経緯を説明をお願いします。

○委員長（竹中 理） どうぞ。

○竹野振興局市民福祉課長（船野 恵子） 相手方が、転入先の市町村の窓口で転入届を出されたときに、相手方にはわかりました。そして、そのときに転入先の市町村から豊岡市役所のほうに、市役所同士で連絡があって、その後竹野振興局のその旨がまた本庁から電話があって、その時点でわかりました。

○委員長（竹中 理） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 市役所同士というか、相手方の行政というか、役所に届けたときにわかったと、市役所とのやりとりでわかったということでありますので、普通のというんですか、こういう手続をする場合には本当になかなか一般の方はわかりにくいかと思いますので、そのあたりは竹野振興局だけでなく、本庁も含めてこういったことが起こらないような施策というのを、ぜひ再発防止として取り組んでいただきたいなというふうに思います。これは意見として申し上げておきたいと思います。よろしいです。

○委員長（竹中 理） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） なければ、本件は報告事項ですのでご了承願います。

次に、第5号議案、北但行政事務組合理約の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

生活環境課。

○生活環境課長（今井 謙二） 47ページをごらんください。第5号議案、北但行政事務組合理約の変更についてご説明いたします。

本案は、北但行政事務組合理約の変更について、地方自治法の規定により、関係市町と協議するに当

たり、同法の規定により議会の議決を求めるものです。

規約変更の理由は、当組合の業務が建設から運営のみになり、事務事業が平準かつ安定していること、さらに組合の組織体制も縮小となり、職員数も減少していることなどに伴い、議会組織の見直しを組合等で協議された結果を踏まえ、議員定数を16人から12人に変更するものです。

詳細につきましては、49ページの組合理約新旧対照表をごらんください。第5条第1項中、組合議会の議員の定数16人を4人減らし12人に、その内訳として、豊岡市10人を8人に、香美町3人を2人に、新温泉町3人を2人に改めるもので、本年11月1日からの施行としております。

説明は以上です。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） 香美町と新温泉町においての議論はどのようになっておりますでしょうか。

○委員長（竹中 理） どうぞ。

○生活環境課長（今井 謙二） それぞれ構成市町の議会等での協議はなされているものとは聞いておりますが、内容については把握しておりません。

○委員長（竹中 理） 上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） では、まだ、議決がされたとか、そういうことの把握もされていないということでしょうか。議員定数を減らすことについての香美町、新温泉町において。

○委員長（竹中 理） どうぞ。

○生活環境課長（今井 謙二） 香美町議会においては、2月28日に原案が可決したというようなことは把握しておりますが、ほかについてはまだ聞いておりません。

○委員長（竹中 理） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第5号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第14号議案、豊岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

生活環境課、どうぞ。

○生活環境課長（今井 謙二） 82ページをごらんください。第14号議案、豊岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、家庭系廃棄物の処理手数料について、指定ごみ袋の燃やすごみ及び燃やさないごみ、それぞれの大中小の規格ごとの1リットル当たりの単価に差が生じており、小袋が最も割高になっておりますので、この容量単価の差をほぼなくすために改定しようとするものです。

84ページをお願いします。条例案要綱によりご説明いたします。1の改正内容につきましては、家庭系廃棄物の処理手数料の燃やすごみ、燃やさないごみのうち、大袋1袋につき50円から52円に、5袋1袋につき25円から23円に改定するものです。なお、中袋につきましては、現行の1袋35円に据え置いております。2の附則の（1）で施行期日を本年10月1日からとしており、（2）で経過措置を定めております。

なお、85ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

青山委員。

○委員（青山 憲司） きょう、この袋の数について、大袋と小袋の数をお聞きしたんですが、今の説明で

1リットル当たりの単価に差があるということで、今回の改定になるんですが、その単価、大袋、中袋、小袋の1リットル当たりの単価がわかれば教えていただけますか。

○委員長（竹中 理） どうぞ。

○生活環境課長（今井 謙二） 1リットル当たりの単価を申し上げます。大袋につきましては、45リットル入るわけですが、1リットル当たり1,111円、中袋につきましては30リットルで入ります。リッター当たり1,167円になります。小袋は20リットル入りますが、1,250円になっております。

○委員（青山 憲司） わかりました。

○生活環境課長（今井 謙二） 改正後もですか。

○委員（青山 憲司） 改正後ももし。

○委員長（竹中 理） どうぞ。

○生活環境課長（今井 謙二） 改正後につきましては、大袋が1,156円、中袋が1,167円、小袋が1,150円となります。

○委員長（竹中 理） よろしいですか。

○委員（青山 憲司） はい、いいです。

○委員長（竹中 理） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第14号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第15号議案、豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

社会福祉課。

○社会福祉課長（原田 政彦） それでは、86ペー

ジをごらんください。第15号議案、豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明をいたします。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴いまして、災害援護資金に係る貸付利率を条例で定める必要があるため、所要の改正を行おうとするものでございます。

88ページの条例案要綱をごらんください。改正の内容につきましては、1の(1)では、災害援護資金の貸付利率につきまして、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は遅滞の場合を除き、年1%とすることを定めるものでございます。

(2)におきましては、災害援護資金の償還方法について、元利均等半年賦償還及び元利均等月賦償還を加えることとしております。附則第1項で、この条例は平成31年4月1日から施行することといたしております。

なお、89ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第15号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第16号議案、豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

高年介護課。

○高年介護課長（恵後原孝一） 議案の90ページをごらんください。第16号議案、豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

92ページをお願いします。改正の内容について、条例案要綱によりご説明をいたします。今改正につきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険法が改正され、共生型地域密着型サービスの事業が新設されましたので、この基準を定める所要の改正を行おうとするものです。具体的には、通常地域密着型サービスの事業の基準と同じ基準としております。附則で、この条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

なお、93ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり、可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第16号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第17号議案、豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、ほか2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、９４ページをごらんください。第１７号議案、豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、診療所に勤務する職員の特殊勤務手当について、在宅療養支援診療所連絡体制維持業務に従事した看護師に対し手当を支給するため必要な事項を定めるものです。

内容につきましては、９６ページの条例案要綱をごらんください。診療所に勤務する職員の特殊勤務手当について、看護師が在宅療養支援診療所連絡体制維持業務に従事したときを加え、当該業務に係る特殊勤務手当の額は１回につき１，０００円としています。附則で、この条例の施行期日を平成３１年４月１日からとしています。

９７ページに新旧対照表を添付していますので、ご清覧ください。

なお、在宅療養支援診療所ですが、幾つか要件がありますので、２４時間連絡を受ける体制をとって、その連絡先を患者に文書で提供し、往診に応じる必要があります。また、国に対して、施設基準の届け出をする必要がありまして、現時点では、森本診療所が対象になっています。

説明は以上です。

次に、９８ページをごらんください。第１８号議案、豊岡市国民健康保険資母診療所財政調整基金条例を廃止する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険資母診療所財政調整基金について、現在の基金残高や診療所の運営状況、基金の運用状況から、今後新たに積み立てを増額していくことは難しく、また必要な財源は一般会計からの繰り入れで対応していることから、基金としての役目は終えたものと判断し、廃止しようとするものです。

次に、９９ページをごらんください。附則で、この条例は平成３１年４月１日から施行することとしています。

説明は以上です。

次に、また１００ページをごらんください。第１９号議案、豊岡市診療所事業財政調整基金条例を廃止する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、診療所事業財政調整基金について、現在の基金残高や診療所の運営状況、基金の運用状況から、今後新たに積み立てを増額していくことは難しく、また必要な財源は一般会計からの繰り入れで対応していることから、基金の役目は終えたものと判断し、廃止しようとするものです。

次に、１０１ページをごらんください。附則で、この条例は平成３１年４月１日から施行することとしています。

説明は以上です。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） 先ほどありました１７号議案で、今までは森本診療所のそういう在宅医療についての夜間ですかね、その診療は今まではなかったということですか、これはいつから始められたんでしょうか。

○委員長（竹中 理） どうぞ。

○健康増進課長（宮本 和幸） 今までも対応はしていただいています。ただ、手当がなかったということで、今回手当をつけたいと思って提案させていただいています。

○委員長（竹中 理） 上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） この１，０００円ということですけども、それ以外の手当が今まではあったということでしょうか。

○委員長（竹中 理） どうぞ。

○健康増進課長（宮本 和幸） 当然診療とかで出ていただきましたら、超過勤務手当ということでの手当はありますが、要は待機というか、携帯電話を持って待機していただくことに対する手当はなかったということです。

○委員長（竹中 理） 上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） 細かいことはわからへんですけども、何名体制ぐらいで当たっておられるとかあ

るのでしょうか。

○委員長（竹中 理） どうぞ。

○健康増進課長（宮本 和幸） 今は看護師さん、正職員が1人ということなので、お一人の方で対応していただいているということです。

○委員長（竹中 理） 上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） 大変だと思いますけども、よろしくをお願いします。

○委員長（竹中 理） ほかに質問はありませんか。
青山委員。

○委員（青山 憲司） 今の17号議案について、もう少し確認をさせてください。

1点は、ほかの診療所がこういった在宅療養支援診療所体制というのがどうなっているのか、必要性も含めてちょっとお伺いしたい点と。

もう1点は、待機ということでの確認ですね。待機しましたということの申請なり、この業務の確認方法ですね、それについてどういったやり方をされるのか、その2点ちょっと教えてください。

○健康福祉部長（久保川伸幸） 他の診療所もということですので、診療所全体ということでの考え方の中で、私のほうからご説明をしたいと思います。この在宅療養支援診療所という届け出をしていただいているのは、現在、森本診療所のみでございます。この在宅療養支援診療所というのは、先ほど課長のほうから申し上げましたように、24時間365日、要請に応えるために心構えとしてしっかり体制をとっておく必要がある、そのために携帯を看護師に持たせるということで、その持っていることがそもそもいつでも連絡が受けられるという体制をとることになります。

待機の状況をどう確認するかというと、要は1カ月ごとぐらいで、今度担当が変わるとしたら、今は看護師が1人でずっと持ってるんですけども、体制を整えばそれが1名ずつ、一月交代というようなことも考えたいと思うんですが、そういうことで携帯を持つことがそもそも待機ということになります。これは、ですから深夜にかかってくるかもしれませんっていうことで、患者の方は登録をされた

方が電話番号の連絡先も紙を持っていたいていう、その携帯を看護師が持っているという体制をとる必要がございます。在宅療養支援診療所はいつでもその連絡がとれる体制をとるというのが、そもそも必要で、その体制のとり方が携帯を持つということで確保するということです、これは常に確認がそういうことでとれます。

この在宅療養支援診療所といいますのは、今言いましたように、365日24時間そこに対応するという心構えが何しろ一番重要なポイントになります。それをちゃんと届け出をしていただくことで、診療報酬も若干の上乗せがあるんですが、他の診療所でこれを求めるかということ、実際にそこまで求めるというのは非常に難しい部分がございます。近隣に住んでおられるかどうかというような条件があったりとか、いろいろしますし、看護師の体制もございますので、それぞれの診療所も往診等は実質ただけておりますので、内容として大きく差があるということではないと思いますが、その在宅療養支援診療所としての届け出をしてでも、私はこの地域を守るというような体制をとられるかどうかというのは、大いに医師の心構えといいますか、そういったところに負うところが大きいございますので、ほかの診療所も実質の往診等々の対応はしっかりいただけておりますので、あえてそこまでこちらとしては求めないというつもりでございます。したがって、この手当がつくのも森本診療所だけということで、現在は考えております。

○委員長（竹中 理） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 確認のとり方なんですが、従事した業務1回について1,000円ということなんですけども、これ必要であれば毎日ということになるのか、その看護師さんといいますか、看護師さんが従事したときにこの手当といいますか、特殊勤務手当がつくようになるんですけども、それはひょっとしてというか、毎日ということも可能性としてはあるのかという点と。

もう1点は、ほかの診療所についてもこういう必要性といいますか、ニーズが出た場合には、この在

宅療養支援診療所の要件というか、これを満たすようなことになるのかどうか、その点について再度お願いします。

○委員長（竹中 理） どうぞ。

○健康福祉部長（久保川伸幸） ちょっと条例案の中の97ページのところで、新旧対照表をつけてございますので、そちらを見ていただけるとありがたいんですが、この新旧対照表の改正後のところの第2項のところで、アンダーラインが引っ張ってございますが、考え方として、この手当の出し方につきましては、時間を区切って整理しております。例えば普通の夜ということで、午後5時15分から翌日の朝8時30分までの従事が1つ、または午前8時30分から午後5時15分までの従事を1つの業務ということで、それぞれ捉えております。例えば平日月曜日であれば、月曜の5時15分以降、翌朝の8時30分始業までの間で、要請があれば、これが1回、携帯を持ってずっといること自体が1回ですので、実際に電話がかかってくる、こないにかかわらず、これは1回となります。ですので、平日5日間ありましたら、これは持つておくことで5日間分の手当を支給いたします。土日であれば、日中もお休みですし、夜もお休みですので、勤務時間中8時30分から午後5時15分までの部分も出ますし、夜の部分も出ますしということで、土日はそれぞれ2回あるというイメージをしていただければと思います。それを看護師1人がずっと持ちながら1年間対応しているという状況がございまして、これはなかなか大変だなということもあったので、そういった手当を出させていただくことにしたと。

他の診療所での要請ということではありますけれども、先ほども少しお答えしましたように、これは非常に365日24時間対応しなければならないということで、それぞれの診療所に医師を招聘しますときに、そこまでを求めてお願いして来ていただいたわけではないというのがございます。それをあえて、その体制をとってくださいというのはなかなか厳しいものがあるなという思いをしております。森本診療所のドクターにつきましては、そのの

部分も含めて頑張るという心構えを持って臨んでいただいておりますけれども、他の先生も、先ほども言いましたように、日曜日であれ、土曜日であれ、夜の往診等も実質的には対応いただけておりますので、たまたまどっかに出かけていって対応できないということもございます。それを、じゃあこの在宅療養支援診療所を届け出して、でも頑張ってくれていうかっていうと、それはなかなか酷な部分があるなという思いをしておりますので、今現段階において、他の診療所にこれを広げたいというところまでは考えておりません。

○委員長（竹中 理） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 済みません、最後なんですけど、今の確認方法なんですけど、携帯を持つてるということでというふうなお話がありました。ということは、これ毎日ずっと、365日24時間持ち続けると、毎日手当がつくということになりますけど、そういう認識でいいのか、理解でいいのかというのと、それ以外に今の、例えば携帯電話にかかってきたときに、その要請に応じて出動した場合は、また別に手当がつくというふうな理解でいいのか、その2点についてちょっと確認をしたいと思います。

○委員長（竹中 理） どうぞ。

○健康福祉部長（久保川伸幸） 今回の特殊勤務手当については、先ほどご指摘のように、毎日つきます。実際に電話がかかってくる、出動しなければならないということになったときには、それは通常今までも出ておりますが、時間外の手当は出ますので、そういう仕分けになっております。

○委員（青山 憲司） よろしいです。

○委員長（竹中 理） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。第17号議案から第19号議案までは、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第17号議案から第19号議案までは、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第23号議案、平成30年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課。

○市民課長（木下 和彦） それでは、議案書の236ページをお願いいたします。第23号議案。

○委員長（竹中 理） ちょっと待って。

○市民課長（木下 和彦） 済みません。236ページでございます。よろしいでしょうか。

第23号議案、平成30年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）についてご説明をいたします。

本案は、第1条で歳入歳出の予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億213万円を減額し、予算の総額を89億1,011万3,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、支払い額の確定や不用額の精算に伴いまして行うものでございます。

それでは、257ページ、258ページをお願いいたします。歳出補正予算総括表によりましてご説明をいたします。総務費の一般管理費22万8,000円の減額につきましては、人件費を減額するものでございます。次の保険給付費、医療費の伸び率が当初より低い伸びとなりましたので7,514万7,000円を減額するものでございます。次に、国民健康保険事業納付金でございますが、一般会計からの保険基盤安定繰入金の減額によりまして、財源構成を行うものでございます。次の保健事業費34万円の減額につきましては、人件費に伴う減でございます。次の基金積立金3,160万4,000円の減額は保険基盤安定負担金の決算見込みによるものでございます。次の諸支出金518万9,000円の増額につきましては、保険給付費等交付金

償還金等の増額、それから県からの資母診療所の赤字補填に係ります繰出金の増額によるものでございます。歳出は以上でございます。

次に、1ページ戻っていただきまして、255ページ、256ページをお願いいたします。財源内訳でございます。国保税の2,901万円の増額につきましては、収納率のアップを見込んだものでございます。次の国庫支出金1万4,000円の増額並びに、次の県支出金7,265万8,000円の減額につきましては、申請、それから変更通知に基づきまして補正を行うものでございます。次の繰入金5,849万6,000円の減額につきましては、一般会計からの基盤安定繰入金等を決算見込みより減額するものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第23号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、第24号議案、平成30年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課。

○健康増進課長（宮本 和幸） では、260ページをごらんください。第24号議案、平成30年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）の補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額から、それ

ぞれ441万1,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ9,162万2,000円とするものです。

歳入歳出補正予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、270ページをごらんください。まず歳出ですが、1枠目の総務費について、主なものとして公立豊岡病院組合からの医師の派遣の負担金を減額いたします。2枠目の医業費については、診療実績から医薬材料費を減額いたします。

戻っていただいて、268ページをごらんください。歳入ですが、1枠目の診療収入は、決算見込みから減額するものです。次の枠の他会計からの繰入金は、一般会計分は減額し、事業勘定分は増額ですが、トータルとしては減額とするものです。次の枠の基金繰入金ですが、基金廃止に伴い繰り入れるものでございます。

説明は以上です。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 正志） 実は、基金条例のところで聞いたんですけども、次でやりますので、ここで基金に関連して、基金についてちょっと質問させていただきます。基金を廃止されたんですけども、そもそもの基金の趣旨っていうのは何だったんだろうか。恐らく合併前のそういう市町のやつを持ってきたと思う、どういう指示だったのかというのが1つと。

これまでに積み立てられた原資っていうのは何だったのか、個別にはいろいろあると思うんで、それもしわかれば教えてください。

○健康増進課長（宮本 和幸） 基金の趣旨としては、診療運営に当たって何か大きな出費というか、支出等があるときに繰り入れるというものだと思います。

原資については、条例としては運営で余剰金が出れば、それを積み立てていくということです。ただ、最初には合併前のそれぞれの診療所にあったものの基金を集めているという状況になってます。以上

です。

○委員長（竹中 理） 松井委員。

○委員（松井 正志） 基金がなければ、直接市が、補填せんなんということになるんで、それはそれで、何も会計上の脆弱性というか、それはないと思うんだけども、恐らく基金があったっていうのは会計独立性を保つためという趣旨もあったんじゃないかなと思います。それによって、診療所もいわゆる経営を収支を好転させようというふうな趣旨があったんじゃないかと思うんだけども、それがなくなっているということは、逆に言や、全て赤字は市が補ってくれるわってというような安易な経営にならないように、また十分監督していただくようによろしくお願いします。

○委員長（竹中 理） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第24号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第25号議案、平成30年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課。

○市民課長（木下 和彦） 補正予算の説明に入ります前に、昨日、委員会で説明をいたしました後期高齢者医療制度の均等割の軽減特例、口頭ではちょっとわかりにくいというようなことがございましたので、本日お手元に資料をお配りいたしております。それにつきまして、簡単に説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この軽減特例につきましては、実施から7年を経過する中で、国保の軽減の最大7倍という、もっと不公平感をもたらしているということから見直しが求められております。今回、消費税に伴います低所得者に対します介護保険料の軽減の拡充、それから年金生活者支援給付金の支給にあわせまして行うこととされたものでございます。実施は10月からでございます、軽減特例の9割軽減、8割軽減の方につきましては、それを7割軽減にするというものでございます。

下に表を上げておりますが、今年度につきましては、9割軽減の方は8割軽減に、それで8.5割軽減の方はそのままということでございます。ここで、逆転をするわけでございますけれども、それにつきましては、先ほど言いました消費税の引き上げに伴います9割軽減の方につきましては、年金生活者の支援給付金、それから介護保険料の軽減が拡充されるというふうなことで、相殺されるということで、そういう状況になっております。32年以降につきましては、9割軽減の方は7割軽減に、8.5割軽減の方は1.5といたしますか、7割軽減の差、1.5の2分の1を引いた分、7.75ということで、3年間かけて7割軽減にするというふうなものでございます。

以上、簡単でございますけれども説明といたします。

○委員長（竹中 理） 何かありますでしょうか。

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○市民課長（木下 和彦） そしたら本題のほうに入らせていただきます。

それでは、議案書の272ページをお願いいたします。第25号議案、平成30年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,543万5,000円を追加し、予算の総額はそれぞれ12億3,083万6,000円とするものでございます。

281、282ページをお願いいたします。歳出でございます。総務費の49万8,000円の減額

につきましては、不用額を減額するものでございます。次に、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、決算見込みによりまして、保険料の増額、それから保険基盤安定繰入金の減額によりまして、1,593万3,000円を減額するものでございます。歳出は以上でございます。

次に、1ページ戻っていただきまして、279、280ページをお願いいたします。財源内訳でございます。歳入の1款、保険料でございますが、3,973万7,000円の増額は決算見込みによるものでございます。次の2款、繰入金2,423万円の減額につきましては、事務費、それから保険基盤安定に係ります繰入金の決算見込みによるものでございます。次の6款、諸収入9万円の増額は保険料徴収に伴います延滞金を増額するものでございます。次の7款、国庫支出金の16万2,000円の減額につきましては、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の確定により減額するものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑を打ち切ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第25号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第26号議案、平成30年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

高年介護課、どうぞ。

○高年介護課長（恵後原孝一） それでは、283ペ

ージをごらんください。第26号議案、平成30年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,466万円を減額し、総額をそれぞれ94億1,654万2,000円とするものです。

主な内容について、事項別明細書によりご説明いたしますので、296ページをお願いいたします。まず、歳出の補正について、主なものをご説明いたします。上段の総務管理費583万4,000円の減額は、人件費及び庁用備品によるものです。

297ページ、7行目、庁用備品は介護保険システムのクライアント端末機器更新における備品購入費で、実績に基づいて減額するものです。

298ページ、上段の保険給付費介護サービス等諸費補正額6,000万円の減額は、1枚戻っていただきまして、296ページ、下段の居宅介護サービス給付費等の給付実績見込みによりまして、減額をしようとするものです。

続いて、303ページ、上から4行目、予防給付基準通所介護事業費952万8,000円の増額は、要支援認定者がふえていることによる利用件数の増加に伴うものです。一方、そのすぐ下、支え合い通所介護事業費及びそこから7行下がった支え合い生活支援サービス事業費の減額につきましては、利用件数が計画よりも少なかったことにより事業費実績見込みにより減額しようとするものです。

このほか、302ページ下段から304ページにかけて、地域支援事業費各種事業費の実績見込みにより減額をしようとするものです。

307ページをお願いします。2行目、介護給付費準備基金積立金の6,541万3,000円の減額につきましては、国の普通調整交付金の減額見込みが保険料の余剰分に影響して積み立て減額をしようとするものです。これらのほか、歳出で補正額のない各種サービス給付費等につきましても、国の内示額等に基づきまして、財源更生をいたしております。

戻っていただきまして、290ページから295ページをお願いいたします。歳入の内訳ですけれども、主なところで、291ページ、真ん中どころ、普通調整交付金7,029万6,000円の減額につきましては、算定基礎となります給付額が計画時よりも約3億円少ない見込みであること、それと、交付割合のほうが規定の5%を超えてはいますけれども、計画のときよりも低い割合となる見込みによるものです。3つ下の行の保険者機能強化推進交付金につきましては、自立支援、重度化防止等の取り組みを支援するために創設された交付金となります。そのほか、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の各項の増減につきましては、いずれも歳出の実績見込みに伴うものです。

また、292ページの財産収入と294ページの諸収入の増額につきましては、実績見込みによるものです。

説明は以上です。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第26号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第27号議案、平成30年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課。

○健康増進課長（宮本 和幸） 310ページをごらんください。第27号議案、平成30年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてご説

明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,664万4,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ2億6,430万7,000円と定めるものです。

歳入歳出補正予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、323ページ、324ページをごらんください。まず歳出ですが、1款の豊岡休日急病診療所から、5款の但東歯科診療所まで、平成30年度の決算見込みにより、人件費、公債費、医業費等の減額を行うものです。

戻っていただきまして、315ページ、316ページをごらんください。歳入ですが、決算見込みにより、全ての診療所で減額しています。その内容ですけれども、豊岡休日急病診療所については一般会計繰入金を減額しています。森本診療所及び神鍋診療所につきましては、診療収入及び一般会計繰入金を減額しています。高橋診療所につきましては、診療収入の増額及び県支出金の確定による県支出金の増額をしていますが、一般会計繰入金を減額しているため、トータルとしては減額となっています。但東歯科診療所は、診療収入を減額し、一般会計繰入金を増額していますが、トータルとしては減額となっています。廃止する診療所の基金につきましては、神鍋診療所に繰り入れています。

説明は以上です。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第27号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

提案は以上ですね。あと分科会なんで、ちょっと早いですが、ここで委員会を暫時休憩をします。再開は35分。

午前10時26分 委員会休憩

午前10時35分 分科会開会

○分科会長（竹中 理） それでは、ただいまより文教民生分科会を開会いたします。

初めに、第22号議案、平成30年度豊岡市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で所管に係る歳出、続いて歳入、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の順で一気に説明をお願いします。

説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

質疑におきましては、全ての説明の後、一括して行いたいと思います。

まず、地域コミュニティ振興部からお願いします。どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 第22号議案、平成30年度豊岡市一般会計補正予算（第11号）について説明いたします。

議案書154ページをお開きください。一番下の枠で、上から4行目、基金管理費のうち、下から2行目の植村直己顕彰基金積立金につきまして説明いたします。こちらのほうは、30年度中に2件ご寄附を頂戴いたしましたので、その金額を積み立てしようとするものでございます。

続きまして、議案書210ページをごらんください。上段の3分の1あたりでございます。生涯学習サロン整備事業費について説明いたします。既存建物を取り壊した上で、適切な規模で新築することにより整備方針を変更したため、不要となった予算について減額しようとするものです。全体で2億762万5,000円の減額となっております。

続きまして、議案書214ページをごらんください。これもページの上、3分の1あたりでございますが、植村直己冒険館機能強化事業費について説明いたします。内容につきましては、選定委員会に係

る報償金、費用弁償は決算見込みにより、また業務委託料は入札減により減額しようとするものでございます。総額１０７万９，０００円の減額でございます。

続きまして、歳入について説明いたします。議案書１４２ページをごらんください。最上段、植村直己顕彰基金利子でございます。こちらは、利子額が確定したことによる減額となっております。それから、そのページの一番下でございます、植村直己顕彰基金の寄附金でございます。先ほど積立金のところで申し上げましたが、２件２万円のご寄附をいただきましたので、予算に計上するものでございます。

続いて、議案書１４４ページをごらんください。ページ中ほどの植村直己顕彰基金繰入金の減額は、機能強化事業の委託料が入札減により減額されたことによる減額でございます。

続きまして、１５２ページをごらんください。上から３つ目の枠の社会教育施設整備事業債、生涯学習サロン分でございますが、先ほどご説明いたしました生涯学習サロン整備事業費を減額したことによる減額でございます。

続きまして、繰越明許について説明いたします。議案書１１８ページをごらんください。上から２枠目でございます。植村直己冒険館機能強化事業におきまして、３０年度に予定していた事業者選定支援の一部が公募時期がおくれたため、３１年度に繰り越そうとするものでございます。その経費２９１万６，０００円を繰越明許に上げさせていただいております。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。議案書１枚めくっていただきまして、１１９ページをごらんください。上の廃止の枠の２行目でございます。生涯学習サロン整備事業につきまして、整備方針を変更したため、３０年度に設定しておりました３１年度への債務負担行為を廃止するものでございます。それから、そのページの下から４行目といいますか、４枠目、子どもの野生復帰事業、それから一つ飛ばしまして、植村直己冒険館機能強化事業者選定支援業務、それから、その下の日本冒

険フォーラム開催事業の限度額の変更につきましては、３１年度予算にあわせた内容となっております。

続きまして、地方債の補正について説明いたします。議案書は１２１ページをごらんください。１２１ページの下から３行目でございます。社会教育施設整備事業費のうち、生涯学習サロンについてですが、不要となった予算の減額に伴い、起債額の変更をしようとするものです。なお、補正後の６，８２０万円は土地建物取得費等に充当されます。

説明は以上です。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○文化振興課長（木下 直樹） それでは、２１２ページお願いします。下から１３行目、４つ目のところでございます。出石文化会館管理費でございます。これは、ひばこホールの廃止に伴います関係委託料の減でございます。それから、その下、新文化会館整備事業費、こちらのほうは入札によります委託料の減でございます。その下、市民会館等自主事業費でございます。これは、公演業務の委託料の減でございますけれども、主な要因としましては、子供向け事業の変更や、それから契約交渉、調整結果などによるものでございます。そのほかの歳出は支出予定額、精算などによる減額でございます。

続きまして、歳入です。１３２ページ、中ほどでございます。市民会館等使用料でございますけれども、こちらのほうは実績によります出石文化会館使用料の増額でございます。

それから、１４６ページ、下から２行目になります。参加者負担金の美術館自主事業でございます。この増額の主な要因としましては、水彩画教室のほうで、当初の見込みより多くの参加者があったことなどによるものでございます。そのほかの歳入は、収入見通しなどによります減額でございます。

次に、債務負担行為、１１９ページお願いします。１１９ページでございます。下から５つ目、新文化会館整備基本構想・基本計画策定支援業務、それから、その２つ下、市民会館等自主事業、これらにつきましては、３１年度の予算額計上にあわせまして、

それぞれの限度額を減額するものでございます。

説明は以上です。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） スポーツ振興課所管分の歳出予算につきましては、全て事業費見込みによる減額ですけれども、主なものを説明させていただきます。

214ページをお願いします。214ページの下
の枠ですけれども、生涯スポーツ振興事業費、チャ
レンジーの事業につきまして、笹川スポーツ財団か
ら助成金をいただきましたので、市の補助金を減額
をしております。

216ページをお願いします。中ほどです。出石
の野球場の管理費ですけれども、整備工事費6,30
0万円を減額しております。これは、入札減による
減額になります。それから、運動公園整備事業費に
つきましては、事業費の見込みによる減額ですけど
も、この事業は今年度で終了をいたします。

続きまして、歳入を説明させていただきます。1
44ページをお願いします。上から2枠目、財政調
整基金繰入金のうち、運動公園整備事業費分として
2,601万7,000円を減額をしております。
30年度の歳出額の見込みによる減額です。

148ページをお願いします。上から10行目で
すけれども、光熱水費の使用者負担金、玄武洞スポ
ーツ公園として7万円の増額をしております。これは、
旧円山川運動公園管理棟解体に係る水道使用に伴
う事業者負担金になります。

続きまして、118ページをお願いします。繰越
明許費補正です。上から4枠目、保健体育総務費9
93万6,000円を繰り越しをしています。これ
は、豊岡市体育施設等個別施設計画策定業務委託事
業ですけれども、基本方針を定めるに当たり、体育施
設等、関連施設の現況等、取り巻く環境を十分把握
する必要があり、現地調査を含めた体育施設等の環
境に関する情報の収集及び関係整理に時間を要す
るため繰り越すものです。

次、121ページをお願いします。地方債補正で
す。一番下の保健体育施設整備事業費、次のページ

の上になります、出石野球場、神美台スポーツ公園
につきましては、事業費見込みによる補正です。

説明は以上です。

○分科会長（竹中 理） 次に、市民生活部。

○市民課長（木下 和彦） それでは、議案書の16
6ページをお願いいたします。上から6行目でご
さいますが、戸籍住民基本台帳事務費で、35万円の
減額でございます。決算見込みにより、不用額を減
額するものでございます。その5行下の個人番号カ
ード交付事業費47万4,000円の増額につきま
しては、個人番号カード等の製作関連の業務を、委
任者でございます地方公共団体の情報システム機
構、J-LISでございますけれども、そのほうへ交
付金として支出するものでございまして、国からの
見込み額により増額するものでございます。

次に、170ページをお願いいたします。170
ページの上から4項目でございますが、国民健康保
険事業特別会計（事業勘定）繰出金5,849万6,
000円の減額につきましては、国保の特会への保
険基盤安定事業等の決算見込みによりまして、一般
会計からの繰出金を減額するものでございます。そ
の2枠下でございますが、高齢期移行助成事業費5
00万円の減額、それから、その下の重度障害者医
療費助成事業費の1,000万円の減額、その下の
高齢重度障害者医療費助成事業費の300万円の
減額につきましては、いずれも決算見込みによるも
のでございます。

次のページ、172ページをお願いいたします。
下の表の上から5行目でございます。後期高齢者医
療事業費1,673万3,000円の減額につきま
しては、広域連合への負担金の決定に伴います減額
でございます。その4行下でございます、後期高齢
者医療事業特別会計繰出金2,423万円の減額に
おきましては、後期高齢者特別会計の保険基盤安定
事業及び事務費の決算見込みによりまして、一般会
計からの繰出金を減額するものでございます。

次に、174ページをお願いいたします。下の表
の1枠目でございます。児童手当給付事業費5,1
10万円の減額につきましては、児童手当の給付実

績に伴います減額でございます。歳出は以上でございます。

次に、歳入でございます。132ページをお願いいたします。132ページの下の2行でございます。戸籍手数料141万7,000円の減額、その下、住民基本台帳手数料42万1,000円の増、次のページでございます。印鑑証明手数料149万4,000円の減につきましては、いずれも決算見込みによるものでございます。次に、その下の表の2行目でございますが、国民健康保険基盤安定費負担金1,075万6,000円の減額でございます。これは、決算見込みによりまして国の負担分を減額するものでございます。その5行下の児童手当負担金3,572万1,000円の減額につきましては、決算見込みによりまして、国の負担分を減額するものでございます。次に、その下の表でございますが、1行目、個人番号カード交付事業費補助金47万4,000円の増額、その下、個人番号カード発行等事務費補助金251万4,000円の増額につきましては、いずれも国からの見込み額によります増額でございます。

次に、136ページでございますが、次のページでございます。下の表の1行目でございます。国民健康保険基盤安定費負担金3,270万4,000円の減額、その枠の3行下ですが、後期高齢者医療保険基盤安定費負担金1,792万1,000円の減額、その次の枠の児童手当負担金768万9,000円の減額は、いずれも決算見込みによるものでございます。

次のページでございます。上から2行目の高齢期移行助成事業費補助金313万8,000円の減額、その下、2行下でございます。重度障害者医療費助成事業費補助金500万円の減額、その2行下、高齢重度障害者医療費助成事業補助金150万円の減額につきましては、いずれも決算見込みによるものでございます。

次に、148ページをお願いいたします。中段よりやや下でございますが、補助金・交付金の2項目でございます。兵庫県後期高齢者医療広域連合補

助金215万2,000円の増額につきましては、療養給付費負担金の減額、それからシステム改修に伴います補助金の増額によるものでございます。その2行下、後期高齢者医療制度改正広報事業費等補助金11万4,000円の増につきましては、保険料改定等の制度の内容につきまして、広報事業に伴います補助金の増によるものでございます。

市民課からは以上でございます。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○生活環境課長（今井 謙二） 158ページをお願いいたします。上から2枠目の7行目、ごみの減量・資源化対策事業費につきまして、業務委託料ですが、指定ごみ袋の作成業務については、入札減及び作成数量の減によりまして1,191万1,000円を減額するものです。他のものにつきましては、決算見込みによる減額です。

次、160ページをお願いいたします。真ん中より少し下ぐらいにあります、交通安全対策事業費です。これは、決算見込みによる減額です。

180ページをお願いいたします。一番下の枠の中ですが、じんかい処理事業費ですが、このうちの負担金です。北但行政事務組合への負担金ですが、電力売り払い収入の増とか、鉄アルミ等の売り払い単価の増によりまして、負担金が減額で確定しましたので1,586万1,000円を減額するものです。ほかのものにつきましては、決算見込みによるものです。その下の最終処分場の管理費につきましては、入札減、決算見込みによる減額です。

182ページをお願いいたします。一番上の旧清掃施設管理費につきましては、入札減及び決算見込みによる減額です。その下の枠のし尿処理費につきましても決算見込みによる減額です。

200ページをお願いいたします。一番下の枠の上から3行目に、災害対策事業費があります。これにつきましては、海外漂着物の処理業務につきまして、事業費が確定したことによります不用額の減額です。

済みません、次に歳入のほうの説明をさせていただきます。134ページをお願いいたします。上から2

枠目です。し尿処理手数料につきましては、決算見込みによる減額です。

140ページ、お願いします。一番上の行です。地方消費者行政推進・強化事業費補助金ですが、これは決算見込みによる減額です。

146ページ、お願いします。下から7行目にあります、大型動物死体の処理の委託料です。県からいただいとる分ですが、決算見込みによる減額です。

次、148ページをお願いします。上から13行目の事業負担金です。その中の豊岡最終処分場の負担金につきましては、決算見込みによる減額です。その下の汚泥処理負担金につきましては、北但行政事務組合への負担金が確定しましたので、下水道会計からの負担金を194万1,000円減額するものです。

次に、債務負担行為について説明をいたします。

119ページをお願いします。下の変更のほうの上から3項目め、豊岡斎場火葬等業務につきましては、入札の執行により限度額を399万円減額し、1,771万円とするものです。以上です。

○分科会長（竹中 理） 続いて、健康福祉部。
どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） それでは、170ページのほうをごらんください。170ページ、1枠目の一番下、民生・児童協力委員活動事業費の保険料でございます。この保険料につきましては、平成31年度の民生委員活動保険に加入するための保険料でありまして、この保険に加入する場合には30年の3月31日までに保険料を支払わなければならないというふうになっております。この民生委員の活動事業費の4万2,000円の増額についてでございますけれども、当初は1人当たり掛金500円の保険に加入する予定としておりましたけれども、地震等の災害にも対応した補償プランへの加入を予定しておりまして、その場合は1人当たり500円から600円となります。そのことから、定数の420人分を増額補正するものでございます。

続きまして、真ん中よりも少し下です。日高東部健康福祉センターの管理費686万3,000円の

減額についてでございます。このうちのまず燃料費の619万2,000円の減額でございますけれども、この燃料費につきましては、センターの温泉プールの灯油代で使用してゐるものでございまして、平成29年度までは灯油の発注は市が行って、かかった経費については、指定管理者から市のほうに納付をしてもらっておりましたが、30年度からは指定管理者が直接灯油を発注、購入することになったため、この619万2,000円減額補正をするものでございます。続きまして、その下の設計監理の投資委託料67万1,000円の減額についてでございます。これについては、空調設備の改良工事に係ります設計委託業務の入札残による減額補正でございます。その他のものにつきましては、決算見込みによります減額補正でございますので、説明のほうは省略させていただきます。

続きまして、歳入のほうご説明いたします。134ページをごらんください。真ん中の枠の上から3つ目、生活困窮者自立相談支援事業等負担金218万2,000円の増額分について説明をさせていただきます。こちらの負担金の算定項目の一つであります、住宅確保給付金事業における給付件数が、29年度増加をしていたということで、この増加によりまして、本負担金の補助基準額が1,450万円から1,740万円にアップしたため、その差額の4分の3、補助率に当たりますけれども、4分の3の負担金について増額計上するものでございます。

続きまして、148ページをごらんください。雑入の部になります。雑入で、上から5行目ぐらいです。光熱水費等使用者負担金、日高東部健康福祉センター619万2,000円の減額でございます。これは、先ほど歳出で説明をさせていただきました燃料費の部分の指定管理者側から納入していただく負担金を減額するものでございます。その他の収入につきましては、歳出見込みに伴い減額補正するものでございますので、説明のほうは省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○高年介護課参事（武田 満之） 高年介護課におきましては、工事等が終了したもの、また支払い額が確定したもの、また事業が終了したことによります減額補正のほうをしております。主なものについて説明をさせていただきます。

まず歳出からです。170ページをごらんください。下から14行目あたりの説明欄です。但東健康増進センター管理費ですけれども、屋内運動場の水銀灯の照明16基をLEDに更新しております。それに伴います設計委託料ですとか、修繕工事が完了したために支払い額が確定したため、31万円を減額するものでございます。

172ページの中ほどをごらんください。老人クラブ活動事業費から、一番ページの下の老人保護措置費まで、事業費につきましては申請件数の減少とか、あと実績の見込み等により、それぞれの事業費で減額補正をさせていただいております。

174ページをごらんください。一番上の説明欄の部分です。長寿園管理費ですけれども、今年度は玄関前のスロープの段差解消、あと側溝の交換等、補修工事と、あと空調設備のほうの改修のほうが完了しまして、工事費等が確定したことによります減額をしております。292万7,000円のほうの減額をさせていただいております。その下です。民間老人福祉施設の助成事業費ですけれども、当初予算で計上しておりました社会福祉法人によります特別養護老人ホームの多床室プライバシー保護改修事業に対する補助ですけれども、工事中に対する利用者の対応とか、あと居室面積の確保、また移動動線の問題などから、検討事項が多く、調整の時間も必要なことから、事業者のほうから、事業の延長いたしますか、延ばしていただきたいというような要望もありまして、今年度は全額を減額させていただいて、改めて31年度の事業実施をし直すというようなことで、こちらのほう全額落とさせていただいております。また、定期巡回、随時対応型訪問介護、看護開設準備事業につきましては、平成30年9月に開設されたラウンドケアことぶきのほうの職員研修等の準備の経費が確定したために150万8,

000円のほう、減額をさせていただいております。

次に、歳入のほうです。138ページをごらんください。上から9行目あたりです。老人クラブの活動補助金から、7行下の定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業費補助まで、県補助金を実績見込みや交付決定によりまして、減額をさせていただいております。

それと、150ページをごらんください。社会福祉施設整備事業債、7行目ぐらいです。40万円です。こちらのほうにつきまして、歳出で説明しました但東の健康増進センターの照明器具の取りかえ工事に係るもので、確定しましたことから40万円のほうを減額するものでございます。

それに関連しまして、地方債の補正なんですけれども、120ページをごらんください。変更に係る表の中ほどをごらんください。社会福祉施設整備事業費ということで、但東健康増進センターのものの地方債を490万円から450万円ということで変更させていただいております。以上です。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、170ページをごらんください。170ページ、1枠目の下から3行目あたりです。国民健康保険事業特別会計の繰出金、この分を減額いたしております。これは、先ほどの国保事業特会の決算見込みにより、一般会計の繰出金を減額するものです。

次に、174ページをお願いします。大きな枠の2枠目の最初の枠の一番下になります。養育支援訪問事業費のうち、健康増進課のほうの分で391万円減額いたします。これも決算見込みによる減額でございます。

次に、178ページをお願いします。大きな2枠目の最初の枠の一番下のほうですね、総合健康ゾーン健康増進施設管理費から、ずっと下の母子保健事業費まで、全ての事業について決算見込みにより減額をしています。そこの真ん中あたりに健康診査事業費がありまして、2,204万8,000円減額しています。予算で想定していた人数よりも少なくなったために、すこやか市民健診等の健診業務の委

託料、この分を減額いたしております。そこから2つ目の事業費、母子保健事業費も1,593万1,000円減額をしています。これは、産後ケア、産前・産後サポーター派遣事業の対象者、これも想定よりちょっと少なかったということ、それから妊婦健診の件数が減ったこと、それから特定不妊治療、これの助成額が減少したことにより減額となっています。

次に、180ページをお願いします。大きな1枠目の最初の枠、歩いて暮らすまちづくり推進事業費から診療所事業特別会計繰出金まで、全ての事業について決算見込みにより減額をしています。2つ目の事業費の予防接種事業費なのですが、1,308万5,000円減額しています。これは4種混合、それから小児細菌性髄膜炎、B型肝炎等の接種件数が想定よりも少なかったため、ワクチン代、それから委託料について減額としています。そこから、2つ下の事業、公立豊岡病院組合負担金646万円減額しています。これは、ドクターカーの運営経費の確定による減額となっています。そこから、2つ下の事業、診療所管理費538万円減額しています。これは、合橋診療所と但東歯科診療所の医療用備品の入札減によるものです。そこから、1つ下の事業、診療所事業特別会計繰出金は907万7,000円減額、これは、診療所事業の決算見込みにより、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。歳出は以上です。

続きまして、歳入、136ページをお願いします。上から3枠目、がん検診推進事業費補助金、妊娠・出産包括支援事業費補助金は、実績に基づいて国費の減額になってます。

次に、138ページをお願いします。上から5枠目です。健康増進事業費補助金ですが、健診事業の事業見込みによって、県補助金を減額するものでございます。

次に、148ページをお願いします。上から8行目、総合健康ゾーン健康増進施設の光熱水費ですが、電力会社の変更等に伴いまして、電気料金等が減少したことなどによって、決算見込みにより運営会社

からの負担金が減ったものでございます。そこから、19行下の補助金・交付金のところですが、兵庫県後期高齢者医療広域連合補助金は、事業見込みにより補助金を増額するものです。

次に、150ページをお願いします。上から3枠目、保健施設整備事業債ですが、但東歯科診療所と合橋診療所の備品整備の確定に伴う減額でございます。

最後に、120ページをお願いします。地方債補正の変更の枠の分で、上から9行目、保健施設整備事業費ですが、先ほどの説明と同じように、合橋と但東の分の額の確定によって、限度額を補正するものでございます。

健康増進課は以上です。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○ハートリーフ戦略室長（久保川伸幸） 156ページをお願いします。156ページ、2つ目の枠の真ん中あたりですけども、結婚・子育て推進事業費ということで、110万9,000円の減額をいたしております。報償金は決算見込みにより、整備工事費につきましては、事業費の確定に伴い減額をするものです。以上です。

○分科会長（竹中 理） 次に、各振興局、あれば、ないですか。大丈夫ですか。
それでは、続いて教育委員会、お願いします。
どうぞ。

○教育総務課長（正木 一郎） まず歳出から説明いたします。154ページお開きください。一番下の基金管理費のうち、下から4行目、奨学基金積立金、これにつきましては、奨学基金に対しまして、寄附をいただきましたので、相当分を積み立てるものです。

次に、206ページをお願いいたします。上段の3行目、小学校の施設管理費の中の業務委託料、このうちの鑑定評価業務、それから、その5行下の土地購入費につきましては、中竹野小学校の借地分の土地取得に関するものです。昨日、31年当初予算で説明いたしましたとおり、土地の取得が来年度になる見通しであることから、今年度の予算を減額す

るものです。その他の歳出につきましては、全て事業の精算などによる減額となっております。

次に、歳入です。135、136ページをごらんください。上段、5目めの教育費国庫補助金、このうち小・中学校、幼稚園費の補助金の中に、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金がございます。交付金の総額に変更はございませんが、箇所ごとの実施見込み額にあわせまして配分を修正いたしましたので、それぞれの費目の増減を行っているところです。

次に、142ページをお願いいたします。下の段の2つ目、奨学基金寄附金は、歳出の基金管理費で説明いたしましたとおり、奨学基金に対しまして寄附をいただいたものでございます。

次に、150ページをお願いいたします。150ページから次のページにかけて、公立小・中学校、幼稚園の整備事業費、この中で、危険ブロック塀などの対策のうち、市単独で実施いたします小学校1校に、新たに緊急防災減災事業債を充てるとともに、特例交付金、こちらの補助裏に充てる補正予算債の箇所ごとの調整を行いまして、それぞれ増額するものとなっております。その他の歳入は全て収入の見通しによる精算減額となっております。

次に、繰越明許費補正です。117、118ページをお願いいたします。118ページのほう、追加といたしまして、1行目に歴史博物館管理費で503万3,000円を繰り越そうとするものでございます。現在リニューアル工事を行っておりますが、設計に想定以上の期間を要したことから、年度内の完成が困難となってしまったものでございます。なお、4月26日にリニューアルオープンを予定しております、ふるさと豊岡の宝物を楽しみながら学べる、わかりやすい、親しみやすい展示をコンセプトに改修をしております。オープンいたしましたら、皆様もぜひ足をお運びいただきますようお願い申し上げます。繰越明許費の変更といたしまして、小学校の施設管理費を6,334万5,000円増額し、7,734万6,000円とするものです。内容といたしましては、危険ブロック塀対策工事費

を700万円追加いたしまして、2,100万1,000円とするとともに、用地測量費2,534万5,000円、用地購入費3,100万円となっております。なお、用地関係につきましては、現時点でいずれも継続交渉中となっておりますのでございます。

次に、債務負担行為補正です。119ページをお開きください。変更の4つ目と5つ目、小・中学校の個別施設計画の策定業務です。いずれも入札の実施により、来年度予定額に対しまして、限度額に残額が出ましたので減額するものでございます。

最後に、地方債補正です。121ページをお願いいたします。中ほどから、公立小学校整備事業費と、その下、公立中学校整備事業費、公立幼稚園整備事業費、いずれも歳入歳出と同様に増減をするものでございます。

教育総務課は以上です。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○こども教育課長（飯塚 智士） まず歳出について説明をさせていただきます。164ページをごらんください。1枠目4行目、コミュニケーション教育推進事業費45万7,000円の減のほか、こども教育課関係分につきましては、全て不用額の精査による減額となっております。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。136ページをごらんください。6枠目、小学校費補助金のうち、特別支援教育就学児童奨励費補助金44万5,000円の減となっておりますが、このほか、こども教育課の関係分につきましては、執行見込みに伴う減額となっております。

最後に、地方債補正について説明をします。121ページをごらんください。中ほどより下になりますが、スクールバス整備事業費です。これは、城崎小・中学校のスクールバスが老朽化したため、更新したスクールバスの購入金額が確定したために70万の減額補正をしております。以上です。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○こども育成課長（宮本ゆかり） それでは、174ページをお開きください。174ページ、一番下の

枠にあります、児童保育運営事業費、こちらのほう
は私立保育所等への施設型給付費について予算化
をさせていただいてる事業費になりますが、施設型
給付費の単価が国のほうで改正になったことによ
りまして、一部増額しております。それから園児数、
それから加算実績の見込みにより、各施設への施設
型給付費を増額、減額させていただいてるものです。

続きまして、176ページをごらんください。一
番上の私立保育園等振興事業費です。こちらの補助
金の一番下の多子世帯保育料軽減事業費、こちらに
つきましては兵庫保育料軽減事業費の制度改革に
伴う増額をさせていただきます。軽減額の月単価が
1,000円増額されたことによるものでございま
す。

続きまして、204ページをごらんください。2
04ページの真ん中から下の枠、認定こども園運営
事業費、こちらのほうの補助金の一番下にあります
保育教諭確保のための資格・免許取得支援事業費、
この29万1,000円につきましては、兵庫県が
実施する保育教諭確保のための資格・免許取得支援
事業実施要綱に基づきまして、公立園の職員に対し、
資格・免許取得、それから免許の更新に係る経費を
対象経費の2分の1以内、また10万円を限度とし
て補助するものとなっております。こちらのほう、
私立園につきましては、各園から直接県へ補助申請
を行われておりますので、こちらについては公立園
の職員だけを対象としたものとしております。

続きまして、208ページをごらんください。2
08ページ、下の枠になりますけれども、幼稚園運
営事業費の負担金、管外幼稚園の入園委託費につ
きましては、管外の幼稚園に入園する園児の委託負
担金の増額として45万円上げさせていただいてお
ります。そのほか、こども育成課に係る歳出の経費
につきましては、決算見込み額による減額とさせて
いただいております。

続きまして、歳入に移ります。130ページを
ごらんください。分担金及び負担金、中段の枠にな
りますけれども、児童福祉費負担金の中の特定教育・
保育施設利用者負担金につきましては、保育料につ

いて予算化してるものですが、実績見込みに
基づくそれぞれ増減額の補正をさせていただいて
いるところです。

続きまして、132ページをごらんください。中
段よりやや下、幼稚園の使用料につきましても、実
績に基づく減額をさせていただいております。

それから134ページをごらんください。一番下
の枠になります児童福祉費の国庫分の補助金につ
きましては、説明欄、児童虐待防止対策支援事業費
補助金から、次のページの保育所等事故防止推進事
業費の補助金までが、こども育成課の担当の補助金
になりますけれども、最終の国への交付申請額と予
算との差額について補正をさせていただいており
ます。それから同じページの真ん中下あたりの地方
創生推進交付金につきましては、このうち英語遊び
保育の授業の減額に伴いまして185万2,000
円を減額させていただいております。

続きまして、138ページをごらんください。上
から3枠目にあります、県の児童福祉費の補助金、
この8つの事業費の補助金につきましても、実績見
込みと予算額の差額の補正をさせていただいてい
るところでございます。

続きまして、146ページをごらんください。1
46ページ、雑入の一番上の実費弁償金、一番上の
保育所弁償金、それから一番下の幼稚園の弁償金に
つきましては、他市からのそれぞれの園児の受け入
れに伴う弁償金としておりまして、それぞれ実績に
伴って増額をさせていただいているところです。そ
のほか、雑入につきまして、こども育成課関係につ
きましては、実績に基づく減額をさせていただいて
いるところです。以上でございます。

○分科会長（竹中 理） これで以上全てですね。

説明は終わりました。

質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

（発言する者あり）じゃあちょっとどのように。

○委員（木谷 敏勝） もう質疑は昼からにして、陳
情を先にして。もうこれで休憩で昼から来てもらっ
て、陳情の審査を先にされたほうがええん違う。

○分科会長（竹中 理） 暫時休憩します。

午前 11 時 26 分 分科会休憩

午前 11 時 26 分 分科会再開

○分科会長（竹中 理） それでは分科会を再開いたします。

それでは暫時休憩をして、質問等は午後より行いたいと思います。当局職員の皆さんは、時間は午後 1 時で、よろしくお願いします。

午前 11 時 26 分 分科会休憩

午前 11 時 29 分 委員会再開

○委員長（竹中 理） それでは委員会を再開をいたします。

それでは、まず請願・陳情の審査に入ります。

お手元に請願・陳情文書表がありますので、ごらんください。

まず、陳情第 1 号、災害時要援護者登録に関する陳情書を議題といたします。

事務局より、請願・陳情文書表の朗読をお願いいたします。

○事務局調査係長（木山 敦子） 請願・陳情文書表。受理番号、陳情第 1 号。件名、災害時要援護者登録に関する陳情書。受理年月日、平成 30 年 12 月 17 日。

要旨。豊岡市災害時要援護者登録名簿に関する条例の中で、情報伝達等要援護者の範囲を第 4 条で定めているが、各号のいずれかに該当する者となっている。しかし、実運用では、同居する家族（健常者）がいる方は対象とならないと定義し運用している。実災害を考えると、同居する家族（健常者）が在宅しているとは限らない。また、1 人で複数の援護者がいれば、家族のみで対応できない場合も十分考えられる。名簿に記入されていないと、地域の協力も得られにくくなり、本条例の趣旨に反することとなる。何より条例で該当する者を運用名で該当させないのは大きな問題である。よって、情報伝達等要援護者の範囲は、条例文どおりとしてほしい。

提出者、豊岡市日高町夏栗 226、前野辰也。付託委員会、文教民生委員会。以上です。

○委員長（竹中 理） ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、当局から意見、説明等はありませんか。

どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） それでは、この陳情に対します対応についてご説明をさせていただきます。

災害時要援護者運用方針の中で、情報伝達等要援護者の登録要件としまして、同居家族（健常者）がいる場合は対象外としておりましたけれども、これら条例で規定されていない事項を運用方針のほうで制限するというような不適切な運用を行っておりました。そこで、陳情にありますように、情報伝達等要援護者の条例の規定どおり、登録要件に該当していれば登録できることといたしました。今回の件でご迷惑をかけましたこと深くおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

なお、同居家族がいるため、登録を断念されたケースも考えられますことから、市民の皆様への広報としまして、3 月 25 日発行の 4 月号の市広報紙に災害時要援護者登録にかかる情報提供とあわせて、今回の取り扱いの変更についても明記し、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、災害時要援護者名簿の提供先であります区長、それから民生委員に対しましては、区長協議会、また民生委員協議会の場におきまして、制度の説明とあわせて、今回の取り扱いの変更について順次説明をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（竹中 理） ないでしょうか。ほかによろしいですか。

久保川部長。

○健康福祉部長（久保川伸幸） 今、課長が申しあげましたように、この運用については条例に反する運用ということになっておりました。本当に申しわけなく思っております。この状況を確認をさせていただきまして、直ちに今説明をしましたような対応にしていこうということで、改めさせていただきました。

今回こういった事案で、私どもが十分にチェックできずに、こういった運用になっていたということで大変申しわけなく思っております。申し出の趣旨がそのとおりであろうというふうに理解をいたしておりますので、今後そういったことがないように、しっかりと対応していきたいと思います。

○委員長（竹中 理） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） 陳情されました本人のほうにつきましては、条文どおりの扱いとする旨を1月の下旬に連絡をさせていただいておりますのを申し添えておきます。以上です。

○委員長（竹中 理） ありがとうございます。

それでは質疑を受けたいと思いますが、質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 正志） 経過も、それから市の対応もわかりましたけども、ちょっとその前提として何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、条例上の規定と運用で、それを制限する扱いがしてたということなんですけども、そもそも条例外の適用を、要綱なのか、指針なのか、それで決めてといった理由がそもそも何だったということを、まずご説明いただきたいと思います。なぜかということ。

それから、介助することに伴う影響というんか、どの程度の人数というんか、そのぐらい影響が、これの介助によって影響するということがあるのかどうか、といいますのは、それに伴って、いわゆる受け皿のほう、地域であるとか、消防団員であるとか、福祉関係者であるとか、いろんな方がまた想定されると思います。そのあたりの影響についてもわかっておればお伺いしたいと思います。

○社会福祉課長（原田 政彦） まず1点目の、なぜそのような取り扱いにしたかという理由でございます。これにつきましては、実は条例を改正する前は要綱で持っておりましてけれども、その要綱の中の情報伝達の援護者につきまして、人数は4,000人近くいらっしゃいました。この条例をつくってから、健常者等、家族がいる場合については対象

外というふうな運用をして、それで結果として情報伝達の要援護者につきましては1,500人ぐらいに絞られてきたということでございます。先ほど言いました条例制定前は4,000人近くの情報伝達の要援護者がいたわけですが、実は区長さんのほうから、一部の区長さんですけれども、情報伝達要援護者の人数が非常に多過ぎて、なかなか支援に回る人数の確保ができないというような、そういう一部ご指摘なんかもいただいております。それがすごく頭の中に残っていたということがあったものですので、条例のことを十分吟味せずに、その方針の中で縛りを設けてしまったということでございます。これについては、実は防災課とも協議をしながら、こういった方針をつくってきたわけですが、条例に反した縛りを設けたというところ、ちょっと気づけなかったという点がございましたので、その点は非常に多大なご迷惑をかけたのというふうに思っているところでございます。

もう1点でございます。影響について人数はというところでございますけども、先ほど言いましたように、条例制定前が4,000人ぐらい、それから制定後が1,500人というところで、2,500人近くの方が要綱から条例に移行して登録されていないということでございます。ですので、単純に考えると2,500人の方に影響があるのかなというふうに思っておるんですけども、実は区長さんからも指摘があったのは、中には情報伝達の要援護者として登録をしているんだけど、実際問題家に行くと、ご家族の方がいらっしゃるということもありましたので、全部が全部この2,500人の方に影響があるとは思っておりませんけれども、そうはいいいながらかなり大きなオーダーだなというふうには感じているところでございます。

そんな中で、こういった不利益をこうむっていらっしゃる方がいらっしゃるわけですので、市広報で十分周知をしていきたいというふうに思っておりますけれども、何せ1回、現在は3月下旬での市広報ですので、それを見られなかった方については、当然こういった変更があったことをご存じではあ

りませんので、3月の下旬に広報をした結果、どれぐらいの申し込みがあったかによって、今後またこういう周知をするかというのは考えていきたいなというふうに思っております。以上です。

○委員長（竹中 理） 松井委員。

○委員（松井 正志） 地域によって、具体的には、私が住んでる地区などでは、条例上の要援護者でなくても、要するに家族から申し出があれば、地域では面倒を見る、そういう同じような扱いをするというふうな取り組みをしております。したがって、ほかの区でも恐らくそういうような扱いをされてると思いますんで、陳情者の方の趣旨と同じようなことは地域でやっているともあるんじゃないかと思っています。だけど、それをそのようなことを取り扱いされるということは方針は結構だと思いますんで、ただ、これによって受け手のほうが大変大きな体制をとってこないと、ある程度準備をしないと難しいのではないかと思うんですけども、市のほうの方針変更はいつ時点でされたということになるのか、その日付についてちょっとご説明いただけますか。といいますのは、後でまた議論しなければならんですけども、陳情者の趣旨はいつ時点で成就されてることによって、陳情を採択するかどうかという判断をしていかなきゃならないと思いますんで、いつの時点になるのか、それについてもご説明いただきたいと思います。

○委員長（竹中 理） 答弁願います。
どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） 済みません。運用方針の方向転換でございますけども、修正したのが31年の1月の24日でございます。ですので、この陳情書をいただきましたのが、昨年12月の17日ということで、すぐに協議に入りまして、1月の24日に変更をさせていただいたということでございます。以上です。

○委員長（竹中 理） よろしいですか。
ほかに何かございませんか。

○委員（青山 憲司） よろしいですか。

○委員長（竹中 理） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 今の方針変更によって、今後要援護者の情報提供ですか、これは今の希望があれば全て対象になるということで、考え方でよろしいのか。またそれに伴って、さっきちょっとありましたけれども、援護する側の体制ですね、区長さんを初め、民生委員さん、そうしたところの支援というのは、地域、あるいは場所によって、ちょっと偏りが出てくるような気がするんですが、そういったことへの対応について、今お考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（竹中 理） お願いします。

○社会福祉課長（原田 政彦） まず希望する方、全員かどうかという質問でございます。条例の第4条の中で、情報伝達と要援護者の範囲を決めております。その中では、災害時等における情報伝達等の支援を希望する者であって、次の各号のいずれかに該当する、各号といいますのが、要介護3から5の方、それから身障の手帳1級または2級をお持ちの方、それから療育手帳のA判定の方、精神保健手帳の1級をお持ちの方、65歳以上の者のみから成る世帯の方、市長が特に必要と認める者、こういった場合には対象になります。

それからもう一つですけども、場所によっては偏りが出てくるというご質問でございます。当然そうだと思います。場所によっては、この情報伝達要援護者の人数がふえてきて、それらの方の支援に回る場合に、やっぱり人手不足になるというようなところは出てくるかもわかりませんが、その対応としましては、先ほど申し上げましたように、この3月から4月にかけて、区長さんと民生委員、それぞれ区長協議会、民生委員協議会の中でしっかりと説明をして協力を求めているというふうにご考えているところでございます。以上です。

○委員長（竹中 理） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 今の条例の第4条を見るんですけども、そういった方の申し出があればということなんですけど、（6）で、市長が特に必要と認めるという項目があるんで、これは具体的にはどういったことがこれに入るのか、ちょっと事例があれば

教えてください。

○委員長（竹中 理） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） こちらの6号につきましては、特段詳細には取り決めをしておりませんので、ケース・バイ・ケースでの判断になるのかなというふうに思っているところでございます。以上です。

○委員長（竹中 理） 青山委員。

○委員（青山 憲司） これ必要とされる方は、各地域でわかると思いますし、そういう申し出があれば、その方はもちろん優先的にそういった情報なり、避難行動の支援をしていくっていうことは、地域の方と十分連携をとってやる必要があると思います。まず、民生委員さんや区長さん、そのあたりの体制も含めて、これも日々状況変わりますので、そのあたりを市のほうの情報連携も含めてしっかりやっていただきたいなというふうに思います。これは意見として申し上げておきます。

○委員長（竹中 理） ほかに何か。

上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） 今ちょっとお聞きしてましたら、そういうふうに家族がいても援護を頼みたいという方は多々いらっしゃると思います。でもなかなか地域によって、確かに町中っていいですか、私が聞いた民生委員さんの話では、隣に住んでる方がいつ入院して、いつ退院されたかも知らせてもらえない、何か個人情報っていうんですか、そういう関係で知らせられないっていうような方もあったりして、なかなか私たちのような田舎、私は田舎に住んでるんですけども、田舎とそういうところは事情が違うのかなと思います。また、私の住んでいる田舎でも、障害をお持ちだけでも申請をしてらっしゃらない方もあったりして、障害をお持ちの方とか高齢の方とかで、住んでらっしゃるけれども、あんまり近所とのかかわりを持ちたくないような方もいらっしゃるって、なかなか民生委員さんもそこに入っていけないような方もあったりして、本当に難しい案件もあると思うので、そこら辺の拾い出しもきっちりと区長さんなり、民生委員さんなりに話

ししてもらって、また地域の協力も得ながらしていかなあかん案件かなと思います。よろしくお願いします。

○委員長（竹中 理） 今のはご意見ということで。

○委員（上田 伴子） はい。

○委員長（竹中 理） ほかに質問、ご意見等ありますでしょうか。

井上委員。

○委員（井上 正治） このことにつきましては、今、世界でも日本でも災害というのはいつ、大きな災害が起こって、どのような災害がいつ起きてもおかしくないという状況の中、そして国全体でも、やはり避難のあり方というのが一番課題になってるんですね。だから、そこにどうするかということを根本的に、やっぱり常に認識を持って物事に当たるということを私は大事かと思います。そういうことがこのような形になってきてはいけないということに、まずつながってくるというふうに思います。その中で、これは今後の課題としてやっぱり、市全体としてもう一度しっかりと本当に検証する必要があるのではないかなと私は思っております。

それと同時に、この陳情を出された方に対しての窓口の対応というのは非常に、私は不適切だったのかなというふうな思いをいたしております。やはり問題意識を持っておられる市民の方については、やはりそれ相応の覚悟を持って言葉にあらわされるわけですから、やはりこういう部分についても、一度会に持ち帰ってしっかりと対応していただくということが、いい市政につながってくるというふうに思いますので、このことについては、二度とこのようなことが起こらないような対応というのは、今後望まれると思いますので、しっかりと対応していただきたいということを申し上げたいと思います。何かございましたら。

○委員長（竹中 理） どうぞ。

○健康福祉部長（久保川伸幸） 今、委員のほうからご指摘をいただいたとおりであろうというふうに思います。まず、その条例が議会の議決も得ながら決めてきた内容でありまして、それと違う運用をし

ているということ、そのものが課題だと、問題だというふうに認識をします。改めてここは健康福祉部、また市全体の中で意識をしっかりと持って対応していきたいと思いますし、市民の皆さんへの対応につきましても、既に職員には指導いたしましたけれども、しっかりと話を聞かせていただいて、適切な対応を今後はしていくように指導しているところです。改めておわびを申し上げながら、今後の対応についてはしっかりとしまいたいというふうに思います。

○委員長（竹中 理） ほかにないですか。大丈夫ですか。

それでは意見も煮詰まったようですので、この後、討論に入りたいと思います。

その前に当局の皆様には説明等いただきありがとうございました。

討論に入ります前に、ここで退席をしていただいて結構ですので、よろしくお願いします。お疲れさまでした。

〔当局退席〕

○委員長（竹中 理） それでは、討論におきまして、各委員が発言された内容は、後ほど議報や委員長報告を作成する際に引用とすることになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは討論をしたいと思います。討論はありませんか。

○委員（木谷 敏勝） 採択しかない。

○委員長（竹中 理） よろしいですかね。（「賛成討論」と呼ぶ者あり）

松井委員。

○委員（松井 正志） 討論の前に、陳情の採択の手順の中で、既に陳情の趣旨が満たされてる場合の陳情の採択のあり方について、ちょっとご説明いただければと思います。

○委員長（竹中 理） 事務局、何か。一旦、休憩をいたします。

午前 11 時 55 分 委員会休憩

午後 0 時 06 分 委員会再開

○委員長（竹中 理） それでは委員会を再開いたします。

討論をしますけども、いかがでしょうか。

青山委員。

○委員（青山 憲司） 先ほど当局からは、その説明を、てんまつも聞きましたが、条例どおりにするという陳情の趣旨として採択すべきというふうに討論いたします。

○委員長（竹中 理） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） では、討論を打ち切ります。

ただいま賛成の意見がありました。反対の意見はないようですけれども、お諮りをしたいと思います。本件は採択すべきことに決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、陳情第 1 号は採択すべきことに決定をいたしました。

それでは、委員会を暫時休憩をいたします。

午後 0 時 07 分 委員会休憩

午後 1 時 00 分 分科会開会

○分科会長（竹中 理） 定刻より早いですけど再開したいと思います。

午前中におきましては、予定を変更しまして、陳情者が来られてましたので、請願・陳情のほうを先にやらせていただきました。ご協力ありがとうございました。

それでは、ただいまより分科会を再開いたします。

午前中は、第 22 号議案の説明までしていただきました。これより全体の質疑に移りたいと思います。

それでは質疑はありませんか。（発言する者あり）

○委員（青山 憲司） 済みません、1 点だけ。

○分科会長（竹中 理） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 1 点だけ、ちょっとお尋ねします。200 ページの災害対策事業費の生活環境課の分なんです、業務委託料で海岸漂着物処分業務

があるんですけども、最近といたしますか、竹野のほう走ってましたら、やっぱり海岸に相当な漂着ごみがありまして、これどうするかなと思って見てたら、しばらくして何かきれいに回収されてる状況見ました。えらい行き届いた対応していただいているなというふうに思ったんですが、海外漂着ごみの処分について、その経過といたしますか、区長さんからの多分申し出があって対応されてると思うんですけども、漂着ごみの処分に至る一連の経過ですね、ちょっとお話しいただきたいのと、ほかの小さい港ですね、浜須井から竹野浜、港に至る海岸線のごみの処分についての考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思うんですけども。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○生活環境課長（今井 謙二） 海岸に漂着しているごみにつきましては、それぞれ海岸の管理者が管理しておりますので、私どもの管理ではないんですけども、陸上から処分、回収できないところのごみにつきましては、県から委託を受けまして船で回収するというのを、生活環境課のほうで受けて実施しております。

この200ページの分につきましては、県からの委託の分について処理できない、災害によりまして漂着ごみがふえましたので、その分追加して、市で実施するという事で追加した分でありまして、これは田結の周辺について漂着ごみが多かったのも、そちらのほうの処分のほうの実施しております。管理につきましては、それぞれの管理者でしておりますので、十分把握はしております。

○分科会長（竹中 理） 青山委員。

○委員（青山 憲司） ちなみに、浜須井とか、切浜は県になるのかな。宇日、田久日の市の管理してる漁港の漂着ごみというのはどういうふうに処分されてるんですか。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○生活環境課長（今井 謙二） 市の管理している部分につきましても、農林水産課での管理の部分とかがあるかと思うので、そちらのほうでの管理ということになりますので、私のほうでは把握はして

おりません。以上です。

○委員（青山 憲司） わかりました。済みません。

○分科会長（竹中 理） ほかにございませんか。
上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） 204ページなんですけれども、保育教諭確保のための資格・免許取得支援事業費なんですけども、先ほどの説明の中で、公立園のみ支援をしてるということでありましたが、これは何人、毎年受ける方が違うんだと思うんですけども、ちょっと詳しくわからないもんですから、何年したらその免許を取得、何人ぐらいが対象で、これは次の園ですかね、そういう公立園の既にとってる、どちらかの免許を取ってる方のための片方の免許を取るための支援なんでしょうか。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○こども育成課長（宮本ゆかり） まず、この保育教諭確保ということは、認定こども園が保育士、それから幼稚園教諭両方の資格をお持ちの方について、保育教諭として従事できるということで、32年度からきっちりとそのように両方の資格を持った方ということになっております。今現在はどちらかの免許をお持ちの方について、経過措置期間ということで、どちらかの免許をお持ちの方が保育教諭としてお仕事についていただけるということになっております。こういった方につきましては、どちらか一方しか免許をお持ちでない方について、もう一方の免許を取得される場合の受講料であるとか、そういった経費を補助することが一つと。

もう一つは、保育士資格は一度県のほうに登録をされると、ずっと有効なんですけれども、幼稚園の免許につきましては10年に1回更新することになっておりまして、その更新の経費についてもこの補助の対象となるということになっております。今年度この予算化をさせていただいた人数といたしましては、今年度中に16人がほぼほぼ免許更新に挑まれましたので、その分を予算化させていただいております。16人のうちお一人が保育士免許を取得されるということで、合計で16名分を予算化させていただいております。

なお、先ほども申し上げましたとおり、私立園につきましては、これは各園で県のほうに直接申請をされるということで、直接補助を受けられるというようなことになっております。以上です。

○分科会長（竹中 理） 上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） この免許を32年度からは全員が持つようにと言われましたけれども、以前お聞きしてましたのは、採用については、今、保育士、幼稚園教諭ともに両方の資格を持った方を採用しているというふうにお聞きしてたんですけども、それで間違いないですか。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○こども育成課長（宮本ゆかり） 合併以降後の採用につきましては、どちらの免許もお持ちの方を採用させていただいております。合併以前につきましては、それぞれの市町のほうで、幼稚園教諭、それから保育士、それぞれで募集をかけておられたところもありますので、そういった方については、どちらか一方の免許の方もいらっしゃいます。それから、この補助の対象となりますのが、常勤の職員で正職、臨時職員にかかわりなく補助の対象となりますので、臨時職員の中には片っ方しか持っておられない方もいらっしゃいますので、そういった方も取得に向けて検討されるという機会があるということになっております。

○分科会長（竹中 理） 上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） 以前、どなたか忘れた、ちょっと聞いたところでは、その方は臨時保育士さんだったと思います。臨時幼稚園教諭もされてましたけれども、10年たったら更新に行かなあかんと、その更新の費用が、じゃあ出るということなんだと思うんですけども、やはりそのための休みだとか、それから往復の旅費だとか、すごく荷重になるというようなことを聞いたんですけども、そこら辺の補助まではどうですか。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○こども育成課長（宮本ゆかり） 経費の対象となりますのが、学校に入られる入学科であるとか、受講料が対象になっておりますので、旅費については自

己負担というふうになっております。また、この更新に係る期間につきましては、職専免という扱いをさせていただいてるところです。以上です。

○分科会長（竹中 理） 上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） その職専免だったらいいかなと思うんですけども、やはり臨時さんなんかについては、その旅費も大変だろうと思いますので、ぜひそこら辺も何らかの形で補助の対象になるような項目で持ってフォローしていただきますように、またお考えいただきますようよろしくお願いします。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○こども育成課長（宮本ゆかり） この資格といいますが、各個人が取得される資格というふうなこともありますので、今のところは入学科、受講料についての補助、それも10万円を限度として対象経費の2分の1ということで補助をさせていただいております。今のところ交通費につきましては、通信で取れる場合もありますし、そこはちょっと今のところは自己負担というふうに考えております。以上です。

○分科会長（竹中 理） 上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） もう1点済みません。どこまで試験を受けに行かなあかんのですか。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○こども育成課長（宮本ゆかり） こちらにつきましては、いろんな大学であるとか、養成校のほうで講義を設けておられますので、それは各個人にお任せしているところです。以上です。

○分科会長（竹中 理） 上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） じゃあ、地元の近大とかでも取れると、もうないんかな。近大でも取れるということですか。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○こども育成課長（宮本ゆかり） ちょっと今、豊岡短大のほうで受けておられるかどうかということは確認できておりませんが、多くは姫路であるとか、神戸であるとか、あちらのほうまで行かれているようなことは聞いております。

○委員（上田 伴子） わかりました。

○分科会長（竹中 理） いいですか。

○委員（上田 伴子） はい。

○分科会長（竹中 理） それでは、ほかにごさい
ませんか。よろしいですか。

それでは質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決す
べきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（竹中 理） ご異議なしと認めます。
よって、第22号議案は、原案のとおり可決すべ
きものと決定をしました。

以上で終わりですけど、この際、当局の皆さんか
らご発言はありませんでしょうか。大丈夫ですか。

では、ここで分科会を暫時休憩をいたします。

午後1時16分 分科会休憩

午後1時18分 分科会再開

○委員長（竹中 理） それでは休憩前に引き続き
分科会を再開をします。

休憩前に当分科会に審査を分担されました案件
の審査は終了しました。

ここで分科会意見要望として、予算決算委員会に
報告すべき内容について協議をいただきたいと思います。

まず最初に、きのう意見取りまとめをしたものが、
皆さんの机の上にあると思います。第32号議案、
平成31年度豊岡市一般会計予算ということで、き
のうちょっと取りまとめを行ったんですけども、ま
だ言葉足らずのところがあったりとか、追加とか訂正、
また確定をしたいというふうに思います。これは読
みましょ。うか。（「読まんでもええけど」と呼ぶ者
あり）読まんでいいですか。ちょっと赤字の部分が
作成した部分です。

○分科会長（竹中 理） 暫時休憩します。

午後1時19分 分科会休憩

午後1時30分 分科会再開

○分科会長（竹中 理） それでは分科会を再開し
ます。

それでは先ほどよりいただいた意見をまとめさ
せていただきまして、正副委員長に一任を願いた
いと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局調査係長（木山 敦子） 分科会長、22号
もしてください。きょう。

○分科会長（竹中 理） 済みません。引き続きま
して、本日審査を行いました補正予算、第22号議
案の平成30年度の一般会計補正予算（第11号）、
これにつきましてのご意見とかご要望、もしこれは
付したいということがありましたら。

○分科会長（竹中 理） 暫時休憩します。

午後1時30分 分科会休憩

午後1時32分 分科会再開

○分科会長（竹中 理） それでは分科会再開しま
す。

22号議案につきましては、特に付すべき意見は
なしということでやっていきたいと思います。32
号と22号におきましては、先ほど32号いただき
ましたけども、22号も正副分科会長で一任を願
いたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（竹中 理） 異議なしと認め、そのよ
うに決します。

ここで分科会を閉会します。

午後1時33分 分科会閉会

午後1時33分 委員会再開

○委員長（竹中 理） 委員会を再開をいたします。

次に、本日、午前中に審査を行いました報告第1
号、専決第2号及び第5号議案並びに第14号議案
から第19号議案、また23号議案から27号議案
までに対する当委員会の意見、要望について、意見
の取りまとめ、ご協議をいただきたいと思います。
内容につきまして、委員会意見、要望とすべきか、

協議したいと思います。いかがでしょうか。

○委員(木谷 敏勝) これも特になかったちゃうか。

○委員長(竹中 理) 17号議案で、上田伴子委員とか、この辺は要望だけなんです。青山委員。

○委員(木谷 敏勝) 意見を付するようなこともないんちゃう。今までやったのをちゃんとするだけのことだし。

○委員長(竹中 理) 委員会を休憩します。

午後1時33分 委員会休憩

午後1時35分 委員会再開

○委員長(竹中 理) 委員会を再開します。

それでは、報告第1号の専決第2号から第27号議案、午前中の報告または議案に対しましては、特に付すべき意見はないというふうにさせていただきましてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中 理) それでは、それも含めまして正副委員長に一任をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

最後に、陳情、先ほどの、これについてちょっと皆さんと意見ををお願いをしたいと思いますけども、どういうふうな形で委員長意見というか、全体の意見を。

○委員(木谷 敏勝) 何を、採択しましたでええんちゃうん。

○委員長(竹中 理) 採択をしました。その後に、意見を付すのかどうか。

○委員(木谷 敏勝) いや、だから、こんなことがないように、窓口の対応をしっかりとするようにぐらいしかあれへんのちゃう。

○委員長(竹中 理) それでいいんですか。

○委員(松井 正志) それと、対象範囲がふえるんで、体制がちゃんと機能するように、負担が、要するに市民のならないように、あとそれから連絡受ける人もちゃんと徹底して、連絡してあげるようにするとか、周知をしてあげるようにとか、そういうことをつけ加えて。

○委員長(竹中 理) はい。

○委員(木谷 敏勝) だから、細かなことを言わんほうがあえでな。対応をちゃんとするというのは、その体制をしっかりと整えてもらうようぐらいなとこにしとかん。

○委員長(竹中 理) 委員会を暫時休憩します。

午後1時37分 委員会休憩

午後1時39分 委員会再開

○委員長(竹中 理) 委員会を再開します。じゃあ、もう一回言います。木谷委員の言われた窓口の対応をしっかりと。

○委員(木谷 敏勝) それも正副委員長、文言はあれだけど、対応するように。

○委員長(竹中 理) 体制をしっかりと整えて。あと松井委員が言われた対象範囲が広がるので。

○委員(木谷 敏勝) この陳情を採択することによって対象人員が広がるんで…。

○委員(松井 正志) そのこともだし、何ていうかな、対象者の人への周知だな。対象になる人に周知することと、市民の皆さんの協力をお願いせなあかんし、理解を求めなあかんということ。そういうことを、うまいことを正副委員長でまとめてください。

○委員(木谷 敏勝) だから、要は弱者の人のことの助けてくれだから、やっぱりそういう声をもっと慎重に聞かなあかんちゃんことを入れといってもらったらええ。あとはええ文章を考えてもらって。

○委員長(竹中 理) 後で、今意見言った人残ってもらって。チェックをお願いします。よろしくをお願いします。

よろしいですか、これで、含めて。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは続きまして、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。議長に対して委員会重点調査事項を閉会中の継続審査事項として議長に申し出をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中 理) ご異議なしと認め、そのように決定をしました。

暫時休憩をします。

午後 1 時 4 1 分 委員会休憩

午後 1 時 4 3 分 委員会再開

○委員長（竹中 理） 委員会を再開いたします。

それでは、最後ですけれども、協議事項 4 の平成 31 年度の当委員会の管外行政視察についてを議題といたします。

資料のところに、何枚かありまして、次第に日程、視察先を記載をしております。ちょっとご確認をいただきたいです。平成 31 年の 5 月の 15、水曜日から 17 日の金曜日です。

内容なんですけれども、秋田の男鹿市は、おがっこネウボラの取り組みということで、そこに新聞の記事がありますけれども、前にも少しお伝えしたと思いますけれども、要は妊娠から子育てまでの切れ目のない支援っていうか、ワンストップの支援ということで、フィンランドのモデルとなった日本版のそういった施策ということで、それを視察に行きます。

それからもう一つの八戸につきましては、3 枚目にあるんですけれども、八戸ブックセンターというのがありまして、これは非常に珍しく、市が運営をしている本屋さんということで、本を売るだけでなく、何か時間が、何時から何時まで何を読んでも別にいいという、売り上げをするのが目的ではなくて、そういったいわゆる読書率というんか、本に親しみを持ってもらうための施策だということで、細かいことにつきましては、ちょっとまだそのところ読んでいただきたいと思います。これも人気というか、非常に視察たくさん来られるところであるというふうに聞いてます。

事前質問については正副で一任させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） それでは、そういうふうに予定したいと思います。

それでは、次はその他です。あと委員の皆さんから何かあればご発言をお願いします。

じゃあ、特にないようですので、委員会を閉会し

たいと思います。

以上をもちまして文教民生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時 5 8 分 委員会閉会
